未成年の宿泊に対する同意書

ホテル日航プリンセス京都

この度は、ご宿泊のご予約を賜りまして誠にありがとうございます。

未成年の方(18 歳未満および高校生以下)のみで宿泊,または親権者以外の方(成人を含む)のみの同行で未成年の方が宿泊される場合には、親権者の同意書が必要となります。未成年の宿泊人数が複数の場合は、それぞれ親権者の同意書が必要となります。ご予約内容を十分にご確認いただき下記に署名・捺印の上、ご宿泊開始日の7日前までにFAXまたは郵送にてお送りくださいますようお願い申し上げます。

記

私は、下記宿泊者の親権者として、宿泊者がホテル日航プリンセス京都(以下「日航プリンセス京都」)との間で日航プリンセス京都の宿泊約款に従って宿泊契約を締結し、下記宿泊者が宿泊契約上の債務を履行することに異議なく同意いたします。また、宿泊者による宿泊契約の締結および履行に関し、以下の付帯条件に同意いたします。

〈付带条件〉

- ①下記宿泊者に喫煙および飲酒をさせず、日航プリンセス京都がこれら行為を制限できること。
- ②宿泊者が精算できない場合は、親権者が宿泊者と連帯して当該宿泊料金の債務を負担すること。
- ③日航プリンセス京都が必要と判断した場合は親権者に連絡すること、およびその場合に親権者が適切に対応すること。
- ④宿泊者が宿泊約款に抵触し、または日航プリンセス京都の施設・備品・什器等を汚損もしくは毀損等し、日航プリンセス京都に損害を与えた場合には、日航プリンセス京都が被った損害を宿泊者と連帯して賠償すること(正規料金での休業補償を含む)。また、当該事由により日航プリンセス京都が宿泊契約を解除したとしても何らの異議を申し立てず、宿泊者に申立てさせないこと。
- ⑤日航プリンセス京都の明らかな責に帰すべき事由を除き、宿泊者の健康状態が悪化し、もしくは宿泊者が損害を受けたとしても、日航プリンセス京都およびその関係者に対し何ら責任を問わないこと。
- ⑥日航プリンセス京都が宿泊者の保護監督に必要な措置をとることにより支出した費用および宿泊者の行為により日航プリンセス京都または第三者が被った損害については、宿泊者と連帯して親権者が賠償すること。

なお、上記付帯条件のうち、私が宿泊者と連帯して負担する債務は、下記宿泊予約にかかる日航プリンセス京都の正規料金の3倍の金額を極度額とすることに同意いたします。

年 月 日

宿	泊	日	(西暦)		年	月	ŀ	3	~	泊				
定 》	白者且	· 夕.						宿	音泊者生	年月日	(西暦)	年	月	日
111 (1	1111	1						徝	音泊 者	年齢				歳
親林	親権者氏名									宿泊者	との続柄			
親林	雀 者 住	主所	₹	_										
親権	者電話	番号			()								

※緊急時および確認事項がある際にお電話する場合がございますので、常に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

〈ご返信先〉 〒600-8096 京都府京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町 630 番地ホテル日航プリンセス京都 宿泊部宿泊課宿泊予約係 TEL: 075-342-2111 FAX: 075-342-2410

※チェックイン時点で親権者の同意が当方にて確認できない場合、ご宿泊をお断りいたします。

※ご記入いただきました個人情報は、本同意書の趣旨に限定して利用するものであり、それ以外の目的での使用はいたしません。 また、事前にお客様の同意を得ることなく第三者に提供・開示いたしません。